

反価格独占規定

2011年2月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

反価格独占規定

第一条

価格独占行為を予防・制止し、市場における公平な競争を確保し、消費者の利益と社会公共利益を守るために、「中華人民共和国独占禁止法」（以下、「独占禁止法」という）に基づき、本規定を制定する。

第二条

中華人民共和国の域内の経済活動における価格独占行為については、本規定が適用される。中華人民共和国の域外における価格独占行為が域内の市場競争に対して排除・制限の影響を及ぼす場合、本規定が適用される。

第三条

本規定でいう価格独占行為には、以下のような行為が含まれる。

- (一) 経営者が価格独占協議を達成した。
- (二) 市場支配的地位を有する経営者が価格手段を用いて競争を排除・制限する。

行政機関と法律・法規から権限を与えられ、公共事業を管理する職能を持つ組織が行政権力を濫用し、価格面で競争を排除・制限する行為については、本規定が適用される。

第四条

国有経済が支配的地位を占め、国民経済の命脈及び国家の安全に係る業種並びに法律に基づき専営専売を実施する業種については、国はその経営者の合法的な経営活動を保護するとともに、経営者の経営行為及びその商品や役務の価格について法律に基づき監督管理・調節制御を実施し、消費者の利益を守り、技術進歩を促進する。

前項で規定された業種の経営者は法律に基づき経営し、誠実及び信用を守り、厳格に自律し、社会公衆の監督を受けなければならない。その支配的地位又は専営専売の地位を利用して消費者の利益を損ねてはならない。

第五条

本規定でいう価格独占協議とは、価格面で競争を排除・制限する協議、決定又はその他の協同行為をいう。

第六条

その他の協同行為を認定するには、以下のような要素に依拠しなければならない。

- (一) 経営者の価格行為に一致性がある。
- (二) 経営者は意思の疎通を実施した。

協同行為を認定するには、市場構造と市場変化等の状況も考慮しなければならない。

第七条

競争関係にある経営者による以下のような価格独占協議を禁止する。

- (一) 商品又は役務（以下、「商品」と総称する）の価格レベルを固定又は変更する。
- (二) 価格変動幅を固定又は変更する。

- (三) 価格に対して影響がある手数料、割引又はその他費用を固定又は変更する。
- (四) 約定価格を第三者と取引するベースに採用する。
- (五) 価格算定の根拠となる標準公式の採用を約定する。
- (六) 協議に参加したその他の経営者による承諾がなければ、価格を変更してはならないと約定する。
- (七) その他の方式で形を変えて、価格を固定又は変更する。
- (八) 国務院価格主管部門が認定したその他の価格独占協議。

第八条

経営者と取引相手は以下のような価格独占協議を禁止する。

- (一) 第三者に対する商品転売の価格を固定する。
- (二) 第三者に対する商品転売の最低価格を限定する。
- (三) 国務院価格主管部門が認定したその他の価格独占協議。

第九条

業種協会による以下のような行為を禁止する。

- (一) 競争を排除・制限する規則、決定、通知等を制定する。
- (二) 経営者を組織して、本規定に禁止される価格独占協議を達成する。
- (三) 経営者を組織して、価格独占協議のその他の行為を達成又は実施する。

第十条

経営者は達成された協議が「独占禁止法」第十五条の規定に該当していると証明できる場合、本規定の第七条、第八条の規定が適用されない。

第十一条

市場支配的地位を有する経営者は不公平な高価で商品を販売し、又は不公平な低価で商品を購入してはならない。

「不公平な高価」と「不公平な低価」を認定するには、以下のような要素を考慮しなければならない。

- (一) 販売価格又は購入価格が明らかにその他の経営者による同一商品の販売価格又は購入価格より高い又は低いのか。
- (二) コストが基本的に安定している状況で、正常な幅を超えて販売価格を引き上げたのか、又は購入価格を引き下げたのか。
- (三) 商品の販売価格の引き上げ幅が明らかにコストの増加幅を上回っているのか、又は商品の購入価格の引き下げ幅が明らかに取引相手のコストの減少幅を上回っているのか。
- (四) 考慮する必要があるその他の関連要素。

第十二条

市場支配的地位を有する経営者は正当な理由なく、コストを下回る価格で商品を販売してはならない。

本条でいう「正当な理由」には、以下のような内容が含まれる。

- (一) 生きたまま売られる商品、旬の商品、賞味期限がすぐ切れる商品及び寝かせてある商品を安売りする。

- (二) 債務の全部弁済、従来とは別種の製品の生産、廃業のために商品を安売りする。
- (三) 新製品を押し広めるためにキャンペーンを行う。
- (四) 正当な行為であることを証明できるその他の理由。

第十三条

市場支配的地位を有する経営者は正当な理由なく、高すぎる販売価格又は低すぎる購入価格を設定することで、形を変えて取引相手との取引を拒絶してはならない。

本条でいう「正当な理由」には、以下のような内容が含まれる。

- (一) 取引相手に重大な不良信用の記録があり、又は経営状況が継続的に悪化したりする状況が生じ、取引の安全に比較的に大きなリスクをもたらす可能性がある。
- (二) 取引相手は合理的な価格でその他の経営者から同一商品、代替商品を購入でき、又は合理的な価格でその他の経営者に対して商品を販売できる。
- (三) 正当な行為であることを証明できるその他の理由。

第十四条

市場支配的地位を有する経営者は正当な理由なく、価格割引等の手段を通じて、取引相手がそれ又はそれが指定した経営者としてしか取引できないように限定してはならない。

本条でいう「正当な理由」には、以下のような内容が含まれる。

- (一) 製品の品質と安全を確保するため。
- (二) ブランドのイメージを維持し、又はサービスのレベルを高めるため。
- (三) 著しくコストを下げ、効率を向上させ、かつそれによって生じた利益を消費者に分かち合わせることはできる。
- (四) 正当な行為であることを証明できるその他の理由。

第十五条

市場支配的地位を有する経営者は取引時に、価格の上に不合理な費用を付け加えてはならない。

第十六条

市場支配的地位を有する経営者は正当な理由なく、条件が同一の取引相手に対して、取引価格において差別待遇を実行してはならない。

第十七条

本規定でいう市場支配的地位とは、経営者が関連市場内において、商品価格、数量若しくはその他の取引条件を支配し、又はその他の経営者による関連市場への参入を阻害・影響する能力を有する市場地位をいう。

その他の取引条件とは、商品価格、数量を除き、市場取引に対して実質的な影響を及ぼすことができるその他の要素をいい、商品等級、支払条件、納入方式、アフター・サービス、取引選択権及び技術制限条件等を含む。

その他の経営者による関連市場への参入を阻害・影響するとは、その他の経営者による関連市場への参入を排除・延期し、又はその他の経営者が当該関連市場に参入できても参入コストが大幅に高まり、現存の経営者と効果的な競争を展開できなくなるようにさせること等をいう。

第十八条

経営者が市場支配的地位を有すると認定するには、関連市場を定義した上で、以下のよう
な要素に依拠しなければならない。

- (一) 当該経営者が関連市場に占めるシェア及び関連市場の競争情況。
- (二) 当該経営者が販売市場又は原材料購入市場を支配する能力。
- (三) 当該経営者の財力及び技術条件。
- (四) その他の経営者が取引上当該経営者に対する依存度。
- (五) その他の経営者が関連市場へ参入する難易度。
- (六) 当該経営者の市場支配的地位の認定と関連するその他の要素。

第十九条

以下のような情況のいずれかに該当する場合、経営者が市場支配的地位を有していると
推定できる。

- (一) 一つの経営者が関連市場に占めるシェアは二分の一に達した。
- (二) 二つの経営者が関連市場に占めるシェアの和は三分の二に達した。
- (三) 三つの経営者が関連市場に占めるシェアの和は四分の三に達した。

前項第(二)号、第(三)号に規定された情況については、うちのある経営者の市場
シェアが十分の一未満である場合、当該経営者が市場支配的地位を有していると推定すべき
ではない。

市場支配的地位を有していると推定された経営者は、市場支配的地位を有していないと
証明できる証拠がある場合、それが市場支配的地位を有していると認定すべきではない。

第二十条

行政機関と法律・法規から権限を与えられ、公共事業を管理する職能を持つ組織は行政
権力を濫用し、以下のような行為を実施し、商品の自由流通を妨げてはならない。

- (一) ほかの地域の商品に対して差別的な料金徴収項目を設定する。
- (二) ほかの地域の商品に対して差別的な料金徴収基準を実施する。
- (三) ほかの地域の商品に対して差別的な価格を規定する。
- (四) 商品の自由流通を妨げる、その他の価格規定又は料金徴収の行為。

第二十一条

行政機関と法律・法規から権限を与えられ、公共事業を管理する職能を持つ組織は行政
権力を濫用し、経営者が本規定に禁止されている各種価格独占行為を実施するように強制
させてはならない。

第二十二条

行政機関は行政権力を濫用し、価格競争を排除・制限する内容を含む規定を制定しては
ならない。

第二十三条

経営者が本規定に列記されている価格独占行為を実施した場合、国务院価格主管部門と
権限を与えられた省、自治区、直轄市人民政府価格主管部門は、「独占禁止法」第四十六
条、第四十七条及び第四十九条の規定に基づき、処罰を与える。

業種協会が本規定に違反し、本業種の経営者を組織して価格独占協議を達成させた場合、

「独占禁止法」第四十六条及び第四十九条の規定に基づき処罰を与える。

第二十四条

行政機関と法律・法規から権限を与えられ、公共事業を管理する職能を持つ組織が本規定に列記されている行政権力を濫用し、競争を排除・制限する行為を実施した場合、「独占禁止法」第五十一条の規定に基づき処分する。

第二十五条

政府価格主管部門が法律に基づき実施した調査に対して、関係資料や情報の提供を拒絶し、又は偽りの資料や情報を提供し、又は証拠を隠匿・破棄・転移し、又はその他の調査を拒絶・妨害する行為がある場合、「独占禁止法」第五十二条の規定に基づき処罰を与える。

第二十六条

経営者が知的財産権に関連する法律、行政法規の規定に従って知的財産権を行使する場合、本規定は適用されない。ただし、経営者が知的財産権を濫用し、競争を排除・制限する価格独占行為については、本規定は適用される。

第二十七条

農業生産者及び農村経済組織が農産物の生産、加工、販売、運輸、貯蔵等の経営活動において実施した連合又は協同行為については、本規定は適用されない。

第二十八条

本規定の解釈については、国家発展及び改革委員会が責任を負う。

第二十九条

本規定は2011年2月1日から施行する。2003年6月18日付けで国家発展及び改革委員会より発布された「価格独占行為の制止に関する暫定規定」は同時に廃止する。